省令第十九条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象見込額	六十六円
省令第二十条の二に規定する加入者一人当たり負担調整対象額	四十円
省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円六十銭
省令第三十六条において準用する省令第三条に規定する後期高齢者支援算定率	○・○○○七二○
省令第三十七条第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・一二七八五
省令第三十七条第二号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	一・○九九二九
省令第三十八条に規定する加入者一人当たり負担見込額	五万七千三百七十三円
省令第四十条に規定する加入者一人当たり負担額	五万五百三十四円
省令第四十一条において準用する省令第二十一条に規定する厚生労働大臣が定める額	三円四十銭
省令附則第五条の二の第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	
健康保険法（大正十一年法律第七十号）の規定による保険者としての全国健康保険協会（ただし、同法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係るもの	○・九九七七二一八
健康保険組合に係るもの	一・○二一二一七五四
市町村（特別区を含む。以下同じ。）に係るもの	○・九九八八四六四○
共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るもの	○・九九一三二一○七
健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの又は国民健康保険組合に係るもの	一
省令附則第五条の二の第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	
健康保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会（ただし、同法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係るもの	○・九九九七九六
健康保険組合に係るもの	一・○一八一八○
市町村に係るもの	○・九九八八三九
共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るもの	○・九九一八○四
健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの、船員保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの又は国民健康保険組合に係るもの	一
省令附則第五条の二の四第三項に規定する概算補正係数	一・○七二四○
省令附則第五条の二の五第三項に規定する補正後概算補正係数	一・○七二三二

省令附則第五条の二の七第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率	
健康保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの	○・○二五三○七
健康保険組合に係るもの	○・○○九○八九
船員保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの	○・○二○○六六
共済組合、日本私立学校振興・共済事業団又は健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であって厚生労働大臣が定めるものに係るもの	○
省令附則第五条の二の十第一号ロに規定する厚生労働大臣が定める率	
健康保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会（ただし、同法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係るもの	一・○○○一八四四九
健康保険組合に係るもの	一・○○七六○○五一
市町村に係るもの	○・九九六九三五六七
共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るもの	○・九九八五一五一八
健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの、船員保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの又は国民健康保険組合に係るもの	一
省令附則第五条の二の十一第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率	
健康保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会（ただし、同法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。）に係るもの	一・○○○二八二
健康保険組合に係るもの	一・○○六二七○
市町村に係るもの	○・九九四五六三
共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に係るもの	○・九九八八四七
健康保険法第百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの、船員保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの又は国民健康保険組合に係るもの	一
省令附則第五条の二の十二に規定する補正後加入者一人当たり負担見込額	五万八千二百九十一円
省令附則第五条の二の十三第一項第二号イに規定する厚生労働大臣が定める率	
健康保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの	○・○二五三○七
健康保険組合に係るもの	○・○○九○八九
船員保険法の規定による保険者としての全国健康保険協会に係るもの	○・○二○○六六